

選挙・国民投票・区議会



選挙

選挙管理委員会事務局……………☎3578-2765～9
FAX3578-2774

▶ 選挙権

選挙権は、国民の最も重要な参政権であり、基本的な権利です。これは、満18歳以上の全ての日本国民に保障されています。しかし、投票をするには選挙人名簿に登録されていなければなりません。

区の選挙人名簿に登録されるには、

- 満18歳以上の日本国民であること
- 選挙人名簿登録基準日現在で、区に引き続き3カ月以上住民登録されている人
- 選挙人名簿登録基準日の4カ月前以降の転出者で、転出前に区に引き続き3カ月以上住民登録されていた人

※登録基準日とは、年4回（3月・6月・9月・12月）の各月1日および選挙の公示日（告示日）の前日

▶ 投票

📍投票期間 投票日

📍投票場所 指定された投票所

📍投票時間 午前7時～午後8時

▶ 期日前投票

📍投票期間

公示日（告示日）の翌日～投票日の前日
（期日前投票所により開設期間が違います）

📍投票を行うことができる人

投票日に、仕事、旅行や病気等の一定の事由に該当すると見込まれる人

📍投票場所

区役所、各総合支所、台場分室、さんぽーと港南

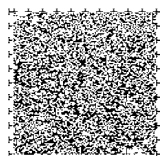
📍投票時間

午前8時30分～午後8時（さんぽーと港南のみ午前10時～午後8時）

📍投票手続き 基本的に投票日の投票所における投票の手続きと同じです（宣誓書の記入が必要です）。

▶ 郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や要介護度の程度が定められた等級に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書の申請をして、あらかじめ証明書の交付を受けてください。詳しくは、選挙管理委員会事務局にご相談ください。



▶ 指定施設等投票

投票ができる施設として指定されている病院や老人ホーム等に入所中の人は、施設内で投票できる場合があります。

▶ 滞在地投票

仕事や旅行等で港区から離れた場所に滞在しており、期日前投票や投票日当日投票ができない人は、港区選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、出張先や旅行先近くの区市町村の選挙管理委員会での投票ができます。

※郵便等投票、指定施設等投票、滞在地投票による投票を希望する人は、必要な手続きがありますので早めに選挙管理委員会事務局にご相談ください。

▶ 在外投票

国外に居住していても、国政選挙や最高裁判所裁判官国民審査の投票（在外投票）をすることができます。在外投票をするには「在外選挙人名簿」への登録が必要です。登録には、区の窓口において国外への転出を済ませた後に選挙管理委員会事務局へ登録申請する方法と、国外へ転出した後に引き続き3カ月以上住んでいる地域を管轄する大使館や総領事館において登録申請する方法があります。具体的な申請方法は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

国民投票

選挙管理委員会事務局……………☎3578-2765～9
FAX3578-2774

日本国憲法の改正について、国会の衆参両院でそれぞれ3分の2以上の賛成により改正の発議がされた場合、国民に憲法改正の提案がされたことになり、発議した日から60日以降180日以内に国民投票が行われます。

▶ 投票権

投票権は、満18歳以上の日本国民に保障されています。

▶ 憲法改正の承認

国民投票の結果、賛成の投票数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。

区議会

区議会事務局議事係……………☎3578-2915～7
FAX3578-2932

▶ 議会の開会

区議会は、2月・6月・9月・11月に開くことになっており、これを定例会といいます。その他、必要に応じて臨時会を開くこともあります。

臨時会は、議長または議員定数の4分の1以上の議員から請求があったとき、および区長が必要と認めるときに開かれます。議会の招集は、全て区長が行います。

▶ 本会議

本会議は区の重要事項について区議会の意思を決定したり、区の事務について代表・一般質問等を行うために議員全員が議場に集まって行う会議です。

▶ 委員会

議会で扱う問題は、幅広い分野にわたり内容も専門化しているため、議員全員で審査することは困難で、効率的ではありません。このため、問題ごとにいくつかの部門に分け、専門的に詳しく審査する「委員会」が設けられています。

委員会には、常に設置され、港区議会委員会条例に定められた所管に属する区の事務に関する調査および議案・請願等の審査を行う「常任委員会」と、必要に応じて、議会の議決で設置される「特別委員会」があり、予算または決算を審査する際には、予算・決算特別委員会が設置されます。

また、議会が円滑に運営できるよう、議会運営委員会が設けられ、議会全体の連絡調整を行っています。

▶ 会議録の閲覧

本会議、常任・特別委員会、議会運営委員会の内容を記録した会議録等は、区政資料室または区議会ホームページでご覧になれます。また、本会議および、予算・決算特別委員会の内容を記録した速記録は各港区立図書館でもご覧になれます。

<https://www.gikai.city.minato.tokyo.jp/>

▶ 区議会への請願・陳情

国や地方公共団体に対し、一定の希望を述べたい人は、区議会に対して請願書・陳情書を提出することができます。

請願書（陳情書）には、日本語で請願（陳情）の趣旨、住所および氏名（署名または記名押印）を記載し、議長宛てに提出してください。法人の場合は、その所在地、名称を記載し、代表者が署名または記名押印してください。紹介議員として1名以上の区議会議員の署名または記名押印をもって請願として受理します。区議会は、提出された請願の要件が整っていれば必ず受理し、その内容を審査します。陳情は請願と異なり、議員の紹介は必要ありません。その内容により、所管の委員会に配付します。

▶ 区議会の傍聴

区民の皆さんが、区議会の活動を知るには、本会議や委員会を傍聴することが最も身近な方法です。

本会議には、区長をはじめ副区長、教育長等の理事者も出席していますので、どのような方針や考え方で区政を進めていくかを知ることでもあります。本会議や委員会の傍聴を希望する人は、所定の場所で傍聴申込書に住所、氏名の記入が必要です。ただし、秘密会と決定したときには傍聴できません。

《一時保育のおしらせ》

保護者の皆さんが会議を傍聴している間、就学前のお子さんをお預かりすることができます。

傍聴しようとする会議の開会7日前（土・日曜、祝日を除く）までに区議会事務局へ電話等でご相談ください。なお、会議の開会予定については区議会ホームページ、ポスター等で案内します。

◎申し込み・問い合わせ

区議会事務局議会総務係 ☎3578-2911

区議会だより

区議会事務局議会広報担当……………☎3578-2920
FAX3578-2932

「区議会だより」は本会議を中心に、議会活動の内容を知っていただくために定例会（2月、6月、9月、11月）終了後、年4回発行します。朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京新聞に折り込んでいる他、区役所、各総合支所等、主な区の施設の窓口および一部の駅と公衆浴場等に置いてあります。また、新聞を購読していない人のために希望する区民の皆さんに個別送付しています。

港区議会Facebookも開設しています。

<https://www.facebook.com/minatokugikai/>

